

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県教育委員会

委員長 安 永 宏

佐賀県教育委員会規則第一号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和四十一年佐賀県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

様式第八号中「氏 名（名称）」を

「（ふりがな）  
氏 名（名称）」

この様式に記載された個人情報には教育財産使用許可申請及び公有財産借受申込に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありませぬ。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。  
この様式に記載された個人情報、教育財産使用許可申請及び公有財産借受け申込みに係る事務の目的を達成するため並びに裏面の誓約事項の確認のために使われます。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

## 誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しません。

また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

〒100-0001 東京都千代田区千代田 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

〒100-0001

「(ふりがな)  
氏 名 (名称)

」

この様式に記載された個人情報(教育財産一時使用許可申請に係る適正な事務処理のために使い、裏面の誓約事項の確認及び法令等に定めがある場合等を除き、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。)

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報は、教育財産一時使用許可申請に係る事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、あなたが県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

誓 約

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しません。

また、次の2及び3に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

### （経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の佐賀県教育財産管理規則（以下「改正前の規則」という。）第三条において準用する佐賀県公有財産規則（昭和四十年佐賀県規則第六号）第十九条の二第一項の規定により提出させた教育財産使用許可申請書・借受申込書及び改正前の規則第三条において準用する佐賀県公有財産規則第二十条第一項の規定により提出させた教育財産一時使用許可申請書（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の佐賀県教育財産管理規則第三条において準用する佐賀県公有財産規則第十九条の二第一項及び第二十条第一項の規定により提出させた申請書等とみなす。